

3.3.2 法的及びその他の要求事項

当社の活動、製品及びサービスに適用される環境に関する法的及びその他の要求事項の内容を特定し、環境影響項目特定の判断基準にも使用する。

特定する手続き及びそれを参照する手順をこの3.3.2項に示す。

(1) 法的及びその他の要求事項の調査

環境管理責任者は、当社の活動、製品及びサービスにおける環境影響項目に適用を受ける法的及びその他の要求事項とその具体的な要求事項を調査し、当社のどのような環境影響項目に適用されているかの関連も明確にする。

当社の「法的及びその他の要求事項の概要」を【表-2】に示す。

(2) 維持管理

作成された「法的及びその他の要求事項の概要」は、定期的に年1回(×月)見直すと共に、法規制等に変更が生じた時や当社の環境影響項目に変更が生じた時などに見直しを行うことにより、最新の状態を維持する。

(3) 周知

特定された「法的及びその他の要求事項の概要」を関係者に周知するため、作成・改訂の都度、連絡する。

【表-2】 法的及びその他の要求事項の概要

区分	名 称	要求事項	環境影響項目	管理部門
騒音・振動	騒音、振動規制法	<ul style="list-style-type: none"> 特定施設の届出 騒音、振動の測定 騒音、振動規制値の順守(第×種地域) 	空気圧縮機械プレス	□製造部 ●部▲課
温暖化防止・廃棄物	フロン排出抑制法 (旧フロン回収破壊法)	<ul style="list-style-type: none"> 使用時:簡易点検・専門点検の責務。一定規模以上の機器の定期点検責務 廃棄時:回収・運搬・破壊に要する料金支払。委託確認書・引取証明書保存(3年) 	業務用エアコン、冷蔵庫冷凍庫等	●部●課
廃棄物	廃棄物処理法	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の許可業者へ委託 廃棄物置場の保管基準の順守 産業廃棄物の委託契約の締結 産業廃棄物マニフェストを収集運搬/処分委託の都度交付、回収、交付状況報告 特管産廃物管理責任者の選任 	紙屑、生ゴミ 廃油、廃プラスチック類 廃酸(特管)	●部▲課
リサイクル	リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> 長期使用、再生資源・部品利用の努力義務 	パソコン	●部●課
	家電リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> 買替、廃棄等業者引渡し時リサイクル料の支払 	エアコン テレビ	●部●課
	自動車リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> 車検又は買替時リサイクル料の支払 	自動車	●部●課
	容器包装リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> 再資源化義務の履行(指定法人と再資源化委託契約締結・委託料金支払い) 	対象4種の容器	●部●課
化学物質	労働安全衛生法 (有機溶剤中毒予防規則)	<ul style="list-style-type: none"> 有機溶剤の取扱所での掲示 有機溶剤を取扱う作業員への教育 有機溶剤作業主任者の選任 	□□液 ××溶剤	▲製造部
	消防法	<ul style="list-style-type: none"> 危険物取扱者の監督下の取扱 危険物貯蔵所、取扱所設置の届出 	××溶剤 貯蔵所	△製造部 ●部▲課
地方条例	京都府環境を守り育てる条例 京都府・市地球温暖化対策条例	<ul style="list-style-type: none"> 大気・騒音及び廃棄物の削減努力 省エネ、EMS導入、公共交通機関利用等 	装置、廃棄物 自動車	□製造部 ●部▲課
その他の要求事項	協定・覚書	<ul style="list-style-type: none"> 行政・地域組織との取決め事項 		●部●課
	顧客要求	<ul style="list-style-type: none"> グリーン調達規定又は基準 有害化学物質不使用証明 EMS審査登録 		●部●課